調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

山口県 市区町村数

													中 区 可 村 致	19		
都道	× ×	Ħ -	問1			問2-1	問2-2	男	女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 3年4月1日現在で有効なもの)			
府田		<u>×</u>			事	庁	諮		引3-1 有		問3-1 無		問4-1 有			問4-1 無
県 ^オ コ = 1	□	· 寸	担当課(室)名	所属	務所掌	の有無内連絡会議	問機関の有	問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の 状況	問4一2 計画名称	問4一2 計画期間	問4-2 女性活 選推進 法との 関係	問4-3 計画策 定の 方法	問4-4 現在の 状況
						13	15	9				19				
35 2	01 下関市	ī	市民部人権·男女共同参 画課	1	2	1	1				0	第4次下関市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
35 2	02 宇部市	ī	人権·男女共同参画推進 課	1	1	1	1	宇部市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日		第4次宇部市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
35 2	03 山口市		人権推進課 男女共同参 画推進室	1	1	1	1	山口市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日		第3次山口市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
35 2	04 萩市		男女共同参画推進室	1	1	1	1	萩市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年4月1日		萩市男女共同参画プラン(第3次改定版)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
	06 防府市		社会福祉課	1	2	1	1	防府市男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第6次防府市男女共同参画推進計画(幸せますほうふハーモニープラン21)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日		1	
	07 下松市		男女共同参画室	1	1	1	1				0	第5次下松市男女共同参画プラン〜ブライト21プラン〜	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
35 2	08 岩国市		男女共同参画室	1	1	1	1	岩国市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年9月27日		第4次岩国市男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
35 2	10 光市		人権推進課	1	2	1	1				0	第4次光市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
35 2	11 長門市	Ī	市民活動推進課	1	2	1	1	長門市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日		ながと男女共同参画計画(第4次)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
	12 柳井市		政策企画課	1	2	1	1				0	第4次柳井市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
35 2	13 美袮市	ī	男女共同参画推進室	1	2	1	1	美祢市男女共同参画推進条例	2012年3月16日	2012年4月1日		美祢市男女共同参画しあわせプラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
	15 周南市	J	人権推進課男女共同参画 <u>室</u>	1	1	1	1	周南市男女共同参画推進条例	2004年3月30日	2004年4月1日		第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南~後期~	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
	16 山陽小		人権·男女共同参画室	1	1	0	1	山陽小野田市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		さんようおのだ男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2026年3月	1	1	
	05 周防大		総務部 政策企画課	1	2	0	1				0	すおうおおしま男女共同参画プラン	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1	
	21 和木町		企画総務課	1	2	0	0				0	(和木町総合計画)	2016年4月 ~ 2026年3月	0	0	
35 3	41 上関町		総務課	1	2	0	0				0	第1次上関町男女共同参画プラン	2020年5月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
35 3	43 田布施	晒	総務課	1	2	0	0				0	第4次田布施町男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
35 3	44 平生町	Г	地域振興課	1	2	0	0				0	第4次平生町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
35 5	02 阿武町		総務課	1	2	1	1				0	阿武町男女共同参画プラン	2001年6月 ~ 2025年7月	1	1	
				•			•		•					•		

<選択肢回答>

所属

庁内連絡会議

1 首長部局

2 1ではない

1 有

2 教育委員会

0 無

事務所掌

諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有 0 無 男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

1 策定予定有 0 策定予定無

1 一体 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2計画名称」は括弧書きで表記)

現在の状況

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20)23年4月1日現在	で開設済の施設)								\neg
道 府	区	区	問6-1				4 所在地等	- 100 -		問6	i⊖3 i設	問6	一5 管		 重営主	 - 体
府	町									施	設態				業運	_
県	村	町								Л2	忠					
□	\Box	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単	複	直	指定管理者	[直	指定管理者	その
	I									単 独	複 合	直営	理 イイ	直営	理	他
ド	ド	名											者 "	1	者	
			2							2	0	1	1 0	1	1	0
35	201	下関市												工	\square	
35	202		宇部市男女共同参画センター・ フォーユー	フォーユー	755-0033	宇部市琴芝町一丁目2番5号	0836-33-4004	0836-33-3958	https://www.foryou- ube.jp/	0			0		0	
35	203	山口市	山口市男女共同参画センター	ゆめぽぽら	753-0074	山口市中央二丁目5番1号	083-934-2841	083-934-2841	https://www.city.yamaguch i.lg.jp/site/djc/	0		0		0		
35	204	萩市													\square	
35	206	防府市									 	igwdap	$-\!\!\!\!+$	—		
35	207	下松市 岩国市									\vdash	$\vdash\vdash$	+	$+\!\!-$	+	_
35	210	<u> </u>									$\vdash \vdash$	一十	-	+	+	_
35	211	<u>光市</u> 長門市 柳井市									m	厂		\top	+	
35	212	柳井市														
35	213	美祢市														
35	215	周南市									igspace	igspace			igspace	
35	216	山陽小野田 市														
35	305	周防大島町													$oxed{oxed}$	
35	321	和木町									Ш	igwdapsilon		$+\!\!\!-$	igspace	
35	341	上関町 田布施町									igwdapprox	\longmapsto	\dashv	$+\!\!-$	$+\!-\!\!\!-\!\!\!\!-$	_
35	343	<u>田仲肔町</u>									$\vdash \vdash \vdash$	${ightarrow}$	+	+	+	_
35	502	平生町 阿武町									$\vdash \vdash \vdash$	$\vdash \vdash$	+	+	+	\dashv

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

都	市	市	男	女 共 同 参 画・	女性のたと	めの総合的	な施設	(202	23 :	年 4	月	1 F	現	在	で	期 訳	段済の施設)
					問6-6 耶			1		<u> </u>	,,				3 主		な事業
道	区	区							1	1			In]	0 - 0) <u> </u>		
府	町				おい職員)用)期間の定めが常勤(雇用(任	ある職員) 期間の定め、非常勤(雇用(は											その他
	++	m -			な盟勤	あっ常	問6-7	<u>.</u>		+		+	<u></u>	企		= ⊞	
県	村	町	問6-1 名 称	問6-2 設立年月	い問へ	る ^期	予算額	広報啓発	謙	相談事業	· 提供集	苦情処理	交流促進	企業・NP	国際交流	調査研究	
⊐	\neg		12.5	日	職の雇	職の産	(千円)	放	講 座	主	提加	1月 加.	侃	の・ 連 N	际	研研	
١,		村			員 炭用	員 分准 定用		発	′±	業	供集	理	進	携 P O	流	究	
	ı				ر الم الم	<i>```</i> & <i>∩</i>						_	_	O	13.5		
ド	ド	名			が ^{1±}	が任											
		-															
	$\overline{/}$		2					2	2	2	2	0	1	0	0	1	
35	201	下関市			0	0	0										
		宇部市	宇部市男女共同参画センター・ フォーユー	1982年4月15日	3	2	27,146	0	0	0	0						
35	203	山口市		2009年4月1日	3	4	6,798	0	0	0	0		0			0	男女共同参画関連団体への施設貸出(無償)、 関連団体以外への施設貸出(有償)
35	204	萩市			0	0	0										
35	206	防府市			0	0	0										
35	207	下松市			0	0	0										
35	210	石 <u>国</u> 巾 火击			0	0	0										
35	211	ルル 長門市			0	0	0										
35	212	柳井市			0	0	0						\neg				
35	213	美祢市			0	0	0										
35	215	周南市			0	0	0										
35	216	萩市市市			0	0	0										
					0	0	0										
35	321	和木町 上関町 田布施町			0	0	0										
35	341	上関町			0	0	0										
35	343	田布施町			0	0	0										
35	344	平生町			0	0	0										
35	502				0	0	0										

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言				問		長 、自	治	会 長		の状		023年7	月1日現			
道	区			問7-2		市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
		区	宣		宣		,	女	_	女	女		l ,	女		女	女	-/-	女	女
府	町		言		言	区	女 性	性	市	女 性	性	村	女 性	性	町	女 性	性	治	女 性	性
県	村	田丁					市	比	区	副	比		町	比	村	副	比	会	自	比
	⊐		年	宣言名称	の	長	区	率	_	市	率	長	村	率	''	財	率	_	治	率
1	Ι	村	月		形		区 長 数	(%)	長	区長	(%)		長	(%)	長	村 長	(%)	長	自治会長数	(%)
ド	ド	名	日		態	数	釵		数	数	,	数	数		数	数		数	数	
				2		13	1	7.7	14	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	7,084	730	10.3
35	201	下関市			Ī	1	0	0.0	2	0	0.0	İ						793	45	5.7
35	202	宇部市	1998年6月26日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							739	103	13.9
		山口市				1	0	0.0	1	0	0.0							767	65	8.5
		萩市				1	0	0.0	1	0	0.0							379	24	
		防府市				1	0	0.0	1	0	0.0							254	9	0.0
		下松市				1	0	0.0	1	0	0.0							275	38	
		岩国市				1	0	0.0	1	0	0.0							782		
		光市				1	0	0.0	1	0	0.0							333	38	
		長門市				1	0	0.0	1	0	0.0							221	7	3.2
		柳井市				1	0	0.0	1	0	0.0							312		
		美祢市				1	0	0.0	1	0	0.0							429	50	
_		周南市				1	1	100.0	1	0	0.0							961	145	15.1
		П	2012年9月29日	山陽小野田市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							338	35	
		周防大島町										1	0	0.0	1	0	0.0	207	17	
		和木町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
		上関町										1	0	0.0	1	0	0.0	8		0.0
		田布施町										1	0	0.0	1	0	0.0	73		5.5
		平生町			\perp							1	0	0.0	1	0	0.0	148		
35	502	阿武町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7

く選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定

- 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
明旦时二 1	ı	2023年4万1日	_	

拟古	 	<u> </u>																ı					1						
191)	ılı	目標認	段定の対象であ	る審議会	会等の	目標及び	現状値													問	9-1								
道区									問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲				2条の3)に 5登用状況	基 問10	地方 ′盉昌。	自治法(第 会等におけ	180条の ・ス癸田	5)に基 状況	/ T IR\ +m -+	L m.L /// A	/=10	\ _ 	L /// A			1	周査時点コード		
府一町	区	問8	- 1			問8-2				٥,	田哦五寸	-1-05177	3.五川 <u>小</u> 川		女只.	x 41 1~0017	σъщ	1/1/1/16	(再掲)市町村 議(委員の]防災会)み)	(再) 市町村防 会長を含	5災会 む)						
																						1		問8 目	T	問9 地方	; I	問10 地	
県 村	町		目	実 う	i5		うち	女		灾	うち	[-	55 7	支 委	うち		うち	 _#	うち	-		うち	_	標設定		自治法(第	5	方自治法	
		標	標達	議	女を	総委	女等	性		議	女を	総委	女等 f 女等 f 大数 <u>z</u> 委 (g	· · ·	女を	. 総 未	女等	性	総 女数 委 性	1 1-	総委	女数		の対象 である審	:	202条の3)に基づ	,	(第180条の5)に基	
1.1.	村	値	成	会等	性含 委む	員		比 率		会生	性含 委む	員	女等 性数 委 <u> </u>	会 等	性質を	委員	女等 性数 委 員	比率	員 委	比率	員	性委	ᇨ	議会等	その他	く審議会等	その他	づく委員会	その他
		(%)	期四	数	員数	数		4 (%)		寸 数	員数	数	員 (9	6) 数	員数	数数	員	(%)	数 員	(%)	数	員	(%)	の目標 及び現		における 登用状況		等におけ る登用状	
ドド	名		胶																					状値		豆用扒儿		の登用状況	
				921	765	13,289	4,253	32.0		569	498	8,259	2,452 2	9.7	'	604	127	21.0	602 7	3 12.1	620	74	11.9						
	小計									568	497	8,235	2,445 2	9.7 9	'	604	127	21.0											
35 201	下関市	35.0	2026年3月	66	52	1,009	310		行政委員会及び法令・条例設置の審議会等	64	51	1,053	313 2	9.7	5	3 41	Ę	12.2	32	6 18.8	33	3 6	18.2	1		1		1	
									「審議会等の設置・運営マニュアル」に基づく分類のうち、「附属機関 (法律又は条例設置)」、又は、「私的諮問機関(要綱設置)」に該当す																				
35 202	宇部市	50.0	2027年3月	44	43	525	239	45.5	(法律文は宋例改画)」、文は、「仏的鉛向機関(安綱改画)」に該当9 るもの。	35	35	534	226 4	2.3		4 35	11	31.4	25	2 8.0	26	5 2	7.7	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1	
25 202	山口市	40.0	2028年3月	92	75	1,712	400		法律又は条例、規則等により設置されている審議会等	32	27	624	182 2) 2 (5 46	1.4	30.4	50	3 6.0	51	1 2	5.9	- 1		1		1	
				92	/3	·	490	29.1	法令・条例で設置している審議会等 地方自治法第180条の5に基づ	32	21				' 	3 40	14		30		31	3		'		<u> </u>		 ' 	
35 204	萩市	40.0	2027年3月	94	91	1,435	561	39.1	法令・条例で設置している審議会等 地方自治法第180条の5に基づ 〈委員会	39	38	505	196 3	3.8	i	4 61	11	18.0	35 1	1 31.4	36	5 11	30.6	1		1		1	
35 206	防府市	35.0	2028年3月	90	75	1,314	417	31.7	・法律、条例及び要綱等に基づく審議会等、スポーツ推進委員、民生委員及び児童委員	38	30	629	158 2	5.1 (3	5 44	10	22.7	38	7 18.4	39	9 7	17.9	1		1		1	
35 207		30.0	2024年3月	59	50				安貞及い元里安貞 法律または政令、条例、要綱等により設置されている審議会	28	27	373	111 2		_	3 24		5 20.8	20 1	1 28.2	40	11	27.5			1		1	
35 207		40.0	2024年3月	67		1,522			法令、条例、要綱等により設置されている審議会等	28	21	391	110 2		1	4 40	.	25.0	48	4 8.3			8.2	1		1		1	
35 210		40.0	2027年3月	25	22				地方自治法第202条の3に基づく審議会等	25	22	365	107 2			4 28		21.4	36	3 8.3	37		8.1	1		1		1	
		33.9%から		60	46	740			地方自治法第180条の5に規定する委員会及び委員、地方自治法第 202条の3に規定する附属機関、規則等で市が設置する協議会等		01					4 05	_	3 22.9	10		1.0		31.6	4		1			
35 211		増やす	2027年3月	03	40	/40				22	21	288	90 3			4 35	(19	6 31.6		0		1		'			
35 212		50.0	2028年3月	73	71	957			要綱等により設置されている懇談会、会議等	51	50	606	219 3		<u> </u>	4 29		27.6	36	8 22.2	-1		21.6	1		1		1	
35 213	美祢市	30.0	2026年3月	32	26	500	131		地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	32	26	500	131 2	6.2	<u> </u>	3 32		15.6	20	2 10.0	21	1 2	9.5	1		1		1	
35 215	周南市	40.0	2025年3月	63	56	874	285	32.6	法律又は政令により設置されている審議会、委員会等。条例、規則、 要綱等により設置されている懇談会、会議等。	37	34	540	146 2	7.0	i	5 44	9	20.5	43	4 9.3	44	1 5	11.4	1		1		1	
									市民、学識経験者等で構成され、法律、条例、規則又は要綱の定め																				
35 216	山陽小野田	構成員数の 30%以上		73	46	782	242	30.9	るところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設	31	28	469	154 3	2.8	;	3 27	6	22.2	34	3 8.8	35	5 3	8.6	1		1		1	
	111								置された機関																				
	周防大島町	30.0	2026年3月	26	17	248	46	18.5		15	- ''	169	31 1		<u> </u>	2 28	3	10.7		0.0	_		0.0		2023年6月1日	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日
	和木町									15	- ' -	220	40 1		<u> </u>	1 11	1	9.1	28	1 3.6	-		3.4			1	-	1	
35 341	上関町								ナ体 ナムカルタかに いかやみ マンファギ人体 ナムに リニュア	18	13	188	28 1	1.9		3 26	4	15.4	26	1 3.8	27	/ 1	3.7	1		1	1	 1	
35 343	田布施町	30%以上	2028年3月	24	14	227	42	18.5	法律、法令又は条例により設置されている審議会等。法律により設置 されている委員会等。	19	10	207	36 1	7.4	5	4 20	6	30.0	27	1 3.7	28	3 1	3.6	1		1		1	
35 344	平生町	25.0	2025年3月	30	26	385	121	31.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	29	25	361	114 3	1.6	1	3 19	3	15.8	23	0.0	24	1 0	0.0	1		1		1	
	阿武町									16	14	213	53 2	1.9		2 14	2	14.3	18	0.0	19	0	0.0	1		1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都道府	区	市区	目	標設定の対象	である智	客議会等	の目標を	及び現状	値	目標認	と定の対	象であ	る審議会	 会等の				02条の3 る登用状		問10 づく	地方自》 委員会等	台法(第1 穿におけ	80条の5 る登用が	5)に基 代況	山田	「村防災会 委員のみ			「村防災 <i>会</i> そ長を含む	
県コード	村コード	町 村 名	目 標 値 (%)	目標年度	審議会等数	うち 女性委員	総委員数	うち 女性 委員	女性比率(%)		/	/			審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち 女性委員	女 性 比率 (%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち 女性委員	女 性 比率 (%)	総委員数	うち 女性 委員	女 性 比 率 (%)	総委員数	うち 女性 委員	女 性 比 率 (%)
															1	1	24	7	29.2	0	0	0	0							$\overline{}$
		下関市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		宇部市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		山口市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		萩市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		防府市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	\angle	下松市	\angle		\angle				_	\angle		\angle	\angle	_	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
\angle	/	岩国市	/						_					_	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			\angle			
\angle	\angle	光市												_	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
\angle	\angle	長門市	/		_				_					_	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	\sim			//		
\angle	/	柳井市	\angle		_				_					/	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			\angle			
K		美祢市	$\overline{}$		-				-	-	-	$\overline{}$	-	_	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	
K	//	周南市 山陽小野田	//		/				/	$\overline{}$	$\overline{}$	/	$\overline{}$	/	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\prec \downarrow$
		市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		周防大島町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		和木町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	\angle	上関町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		田布施町			/				/	/	/		/	/	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
\angle	\angle	平生町			<u>/</u>				/					/	1	1	24	7	29.2	0	0	0	0	0.0						
V		阿武町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

調査時点コード 1 2023年4月1日 2 その他

+122																																									
都一市	π								問	11-1	管理職	機の在職	状況												問11-2	職務上の	の地位別	職員在職	微状況				問11-2	問11-5	す 本庁の	防災∙危棚	幾管理部別	高への配	置状況	- 1	問11-5
道 区	区			うち-	一般行政職				うちー	般行政聙	it i) j	ち一般行政	 牧職				ち一般行		===	[うち一角	设行政職				うち-	-般行政職	調		防	うち		うち	·管理職数	女 女	調査	
県村	町	管 理 うち	女	管	女	部局	うち	女性	部	55	女		女 性	次	うち	女	課長	ち 性		うち	女	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	うち	女 性	課 長 が が		— 係 長	うち	女性	係	うち 女 性	時点	その他	災部 ・局 危職	_	女 性	5	i5	女	時占	その他
	村	職 女 女 性 数	g 12 理 比 戦 率	職	うち 性 女理 比 性職 率	相当	女性	比 率 (%)	長 相	女 性 :	比如	目 女	率	相出当	女 性	性 比 率	当	女 片	5 1	女性数	比率	佐相	女 性 ***	比 率 (%)	佐州性	比	相当職		比 率 (%)	反 相 相 当	女上比如		(V) (E	機員管数	女 性 数	比 率 (%)		女 性 ***	比率	<u> </u>	(0) 匝
ř ř	名	女			管数 (%)	職	数	(%)	職	数 (%) ⁴¹	戦数	(%)	職	数	(%)	柳	数 (%	職	数	(%)	職	数	(%)	当職	(%)) 相以	数	(%)	職	数 (%)	F F		理		(%)		数	(%)	i F	
		1,624 2	16.5	1,222	173 14.2	2 250	0 22	8.8	187	15	8.0	264	41 15.	5 205	30	14.6	1,110	205 18	3.5 83	0 12	15.4	1,780	423	23.8	1,222	264 2	1.6 2,65	51 916	34.6	1,781	564 31.7	,		127	19	15.0	25	1	4.0		
35 201	下関市	248	30 12.1	199	26 13.1	1 31	1 1	3.2	28	1	3.6	65	8 12.	3 49	6	12.2	152	21 1	3.8 12	2 1	9 15.6	320	55	17.2	222	38 17	7.1 14	43 13	9.1	87	8 9.2	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
35 202	宇部市	136	33 24.3	100	29 29.0	0 14	4 3	21.4	8	2 2	25.0	29	6 20.	.7 22	5	22.7	93	24 2	5.8 7	0 2	2 31.4	103	31	30.1	87	29 33	3.3 21	13 61	28.6	165	48 29.1	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1	
35 203		188	22 11.7	146	17 11.6	6 25	5 0	0.0	22	0	0.0	30	3 10.	.0 24	3	12.5	133	19 14	4.3 10	0 1	4 14.0	367	78	21.3	215	44 20	0.5 51	10 177	34.7	277	102 36.8	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
35 204	萩市	131	18.3	99	15 15.2	2 24	4 2	8.3	19	1	5.3	22	5 22.	.7 15	3	20.0	85	17 20	0.0	5 1	1 16.9	112	28	25.0	66	10 1	5.2 18	82 86	47.3	107	40 37.4	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
35 206	防府市	93	17 18.3	73	13 17.8	8 11	1 2	18.2	10	2 2	20.0	21	2 9.	5 19	2	10.5	61	13 2	1.3 4	4	9 20.5	131	33	25.2	79	23 29	9.1 18	87 55	29.4	111	33 29.7	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1	
35 207	下松市	63	15 23.8	53	12 22.6	6 11	1 3	27.3	10	3 3	30.0	9	2 22.	.2 8	2	25.0	43	10 2	3.3	5	7 20.0	35	9	25.7	20	4 20	0.0 5	52 14	1 26.9	32	10 31.3	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
35 208 :	岩国市	121	20 16.5	110	16 14.5	5 16	6 1	6.3	14	1	7.1	22	4 18.	.2 19	4	21.1	83	15 18	3.1 7	7 1	1 14.3	187	51	27.3	182	46 2	5.3 36	63 141	38.8	363	141 38.8	1		11	2	18.2	2	0	0.0	1	
35 210	光市	123	35 28.5	58	5 8.6	6 36	6 5	13.9	9	0	0.0	6	1 16.	.7 4	0	0.0	81	29 3	5.8 4	5	5 11.1	0	0	0.0	0	0 (0.0 13	34 53	39.6	78	16 20.5	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
35 211	長門市	66	8 12.1	52	5 9.6	6 10	0 1	10.0	8	1	12.5	7	2 28.	6 6	1	16.7	49	5 10	0.2	8	3 7.9	81	19	23.5	58	9 1	5.5 12	28 38	3 29.7	87	23 26.4	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
35 212	柳井市	40	2 5.0	36	2 5.6	6 9	9 0	0.0	8	0	0.0	5	0 0.	.0 5	0	0.0	26	2	7.7 2	3	2 8.7	36	11	30.6	30	9 30	0.0 10	09 35	32.1	88	25 28.4	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
35 213		73	13 17.8	43	6 14.0	0 19	9 2	10.5	14	2	14.3	1	0 0.	.0 1	0	0.0	53	11 20	0.8 2	8	4 14.3	117	34	29.1	68	15 22	2.1 11	15 55	47.8	58	16 27.6	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
25 015	田士士	135	9 6.7	106	8 7.5	5 20	0 2	10.0	18	2	11.1	25	2 8.	.0 21	2	9.5	90	5	5.6 6	7	4 6.0	141	21	14.9	102	16 1	5.7 20	06 63	30.6	115	37 32.2	1		8	0	0.0	2	0	0.0	1	
35 216	山陽小野田 市	123	30 24.4	72	11 15.3	3 16	6 0	0.0	12	0	0.0	22	6 27.	.3 12	2	16.7	85	24 28	3.2	8	9 18.8	84	30	35.7	41	11 20	6.8 15	58 76	48.1	81	30 37.0			4	1	25.0	1	0	0.0	1	
35 305	周防大島町	30	4 13.3	26	3 11.5	5 8	8 0	0.0	7	0	0.0	0	0 0.	.0 0	0	0.0	22	4 18	3.2 1	9	3 15.8	0	0	0.0	0	0 (0.0 3	38 12	31.6	31	9 29.0	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1	
35 321	和木町	7	0.0	6	0 0.0	0 (0 0	0.0	0	0	0.0	0	0 0.	.0 0	0	0.0	7	0 (0.0	6	0.0	18	5	27.8	13	1	7.7 2	23 15	65.2	17	9 52.9	1		11	1	9.1	1	0	0.0	1	
35 341 .	上関町	9	2 22.2	9	2 22.2	2 (0 0	0.0	0	0	0.0	0	0 0.	0 0	0	0.0	9	2 2	2.2	9	2 22.2	11	5	45.5	11	5 4	5.5 1	18 3	16.7	18	3 16.7	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
35 343	田布施町	16	2 12.5		1 6.	7 (0 0	0.0	0	0	0.0	0	0 0.	0 0	0	0.0	16	2 1	2.5 1	5	1 6.7	15	5	33.3	12	2 10	6.7 3	34 7	7 20.6	32	5 15.6	1		11	4	36.4	2	1	50.0	1	
35 344	平生町	13	2 15.4	12	2 16.	7 (0 0	0.0	0	0	0.0	0	0 0.	0 0	0	0.0	13	2 1	5.4 1	2	2 16.7	12	2	16.7	9	0 (0.0 3	34 11	32.4	30	9 30.0	1		13	3	23.1	1	0	0.0	1	
35 502		9	0.0	7	0 0.0	0 (0 0	0.0	0	0	0.0	0	0 0.	0 0	0	0.0	9	0 (0.0	7	0.0	10	6	60.0	7	2 28	3.6	4 1	25.0	4	0 0.0	1		3	1	33.3	2	0	0.0	1	

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)

			問12-1	問12-2	問12-3	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 	問12-7
区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議員の出産を欠席事由と		ノ問12-1で1. る ド選択した場合、	問12-3で1. を選択した場合 問12-1で1. を選択した場合、休 問12-5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。 暇期間の報酬について減額の規定 該当部分の条文(本文)を記入してください。 はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由にて、以下の事由について1~4のいずれか一つに〇てください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又
村 町					1809-011-0		上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は選も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例に、(2及び3の場合を除く。)
コ 村 I	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	議会名	が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他 4. かん 2. なし 3. その他具体例	配偶者 の 出産 育児 家族の 看護 家族の 介護 疾病
ド名	13 3 1 3	1の合計 2の合計 3の合計 4の合計	19 0 0	0 14 4 1	18	1 18 0	18 18 18 18 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 1 0
201 下関市	下関市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、下関市一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻等によ籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。) 書等に使用することを希望するときにおいて、旧姓を使用する職員と実在する職の同一性の確保及び旧姓の対外的な明示のための措置その他必要な事項を知ものとする。	り戸)を文 ⁸ 昌と	1	3	1	下関市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第94条(略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1 1 1 1 1
202 宇部市	字部市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた 員が、改正前の氏(以下、「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、なな事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要綱により、旧姓使用ができる職員は、一般職に属する職員とするだし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなくつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等にては使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするとき、旧姓使用承認通知書(様式第1号)り、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 市長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号より、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使止届(株式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めればならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任)	必要 。た 、がれい によ 宇部市議会 に 可中 かなに を に で に の に の に の に の に の に の に の に の に の	1	2	1	宇部市議会会議規則 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合 にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲 内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第九十条第二項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合 にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲 内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することが できる。	
203 山口市	山口市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の申請及び承認) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1号)を 属長を経て、総務部職員課長に届け出なければならない。なお、市長部局以外の 員は、所属長及び任命権者を経て、届け出ること。 2 総務部職員課長は、前項に定める届出書を受理したときは、旧姓使用確認证書(様式第2号)により当該職員に通知するとともに、所属長及び情報管理課長 絡するものとする。	の職 山口市議会 通知	1	2	1	山口市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	
204 萩市	萩市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれがなく、かつ対外的に誤解や混乱をき、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用すとができる。		1	2	1	萩市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができ	
206 防府市	防府市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2 規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が、婚姻、養子縁組その他の (以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き改める前の所 上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるのとする。	事由	1	2	1	る。 防府市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	
207 下松市	下松市職員の旧姓使用に関する規定 第1条 この訓令は、個性を尊重し、働きやすい職場環境の整備を図るため、職 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改め も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用す とに関して、必要な事項を定めるものとする。	た後 下松市議会	1	3	1	下松市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 1 1 1 1

都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援	体制に関する調査		
道区区区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問12-2 問12-1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 に問12-1で1. を 選択した場合、 出産に係る産前 産後期間の明記 はあるか。	を 問12-3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休 暇期間の報酬について減額の規定 はあるか。	問12-6 問12-5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からのでで、以下の事由について1~4のいずれてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある 2. 個別の各事由を明記した規定はない上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、い。(2及び3の場合を除く。)	か一つに〇をつけっ。かが、解釈又は運用、解釈又は運用上
コ コ 村 I S 名	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例		配偶者 の 出産 常児 看護 常族の 介護	疾病 その他
35 208 岩国市	3	岩国市議会	1	2	1	岩国市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎 妊娠の場合にあたっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日 までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出す ることができる。	2		1 1 1 1	1 1
35 210 光市	2	光市議会	1	2	1	光市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1	1 1
35 211 長門市	長門市職場における職員の旧姓使用について (平成17年3月22日内規第11号) 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、次のとおり取り扱うものとする。 1 2に定める文書等における職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出かあった場合、旧姓の記念とする。 2 「文書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 職場での呼称 (2) 職員録 (3) 原稿執筆 (4) 人事異動通知書 (5) 休暇簿 (6) 名札 (8) 土記1及び2は、上記2に定める文書等以外のものについて、職員から旧姓使用の範囲を拡大することができる。 4 人事担当限は、上記7針の周知徹底及び職員から相談業務等を行う。 (1) 旧姓使用そ行う際の手続は、次のとおりとする。 (1) 旧姓使用を希望する職員は、旧姓使用申出書(別記様式第1号)により、任命権者に申出を行う。 (2) 申出を受けた任命権者は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏名の確認について、人事記録カード、改姓前後の氏を証する書面等により行う。 (3) 任命権者は、申出者の旧姓と相違ないものと確認できた場合、旧姓使用通知書(別記様式第2号)により、申出者をルト達を加きないものと確認できた場合、旧姓使用通知書(別記様式第3号)を提出する。 (4) 旧姓使用を行っている者が旧役用を申止しようとする場合は、任命権者に申した原(別記様式第3号)を提出する。 (5) 旧姓使用の申出、旧姓使用の通知(使用開始年月日、使用する旧姓等、中止については、人事記録カード氏名間の上段に記載する。 (6) 人事異動等により、任命権者が異なることとなった場合には、人事記録カード氏名間の上段に記載する。 (6) 人事異動等により、任命権者が異なることとなった場合には、人事記録カード氏名間の上段に記載する。 (6) 人事異動等により、任命権者が異なることとなった場合には、人事記録カード氏名間の上段に同故使用の申出、旧文に日政性使用の申出、旧立なにより、当該職員の異動先の任命権者は、当該職員のも旧姓使用の申出があったとみなし、旧姓使用申出書 「別紙参照] 別記様式第1号(5間)係) 旧姓使用申出書 「別紙参照] 別記様式第3号(5間)係) 日姓使用申出届 「別紙参照] 別記様式第3号(5間)係) 日姓使用申出届	。 長門市議会	1	2	1	長門市議会会議規則(第2条第2項) 長門市議会委員会条例(第13条第2項) (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第13条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。				1 4
35 212 柳井市	柳井市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、職場での呼称、法令等に抵触するおそれのない専ら組織内部で使 用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。)で、職務遂行上又は事務処 理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	柳井市議会	1	3	1	柳井市議会規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1 1 1 1	1 4
35 213 美祢市	美祢市病院等事業職員の旧姓使用に関する規程 第4条 管理者は、職員から旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、職 務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 周南市職員旧姓使用取扱規程	美祢市議会	1	3	1	美祢市議会会議規則 (会議規則)第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する事ができる。 周南市議会委員会条例・周南市議会会議規則	2		1 1 1 1	1 1
35 215 周南市	第2条第1項 旧姓は、法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等について、使用することができる。	周南市議会	1	2	1	・周南市議会委員会条例 第13条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 ・周南市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1	1 1
35 216 山陽小野田	田 2	山陽小野田市議	会 1	2	1	山陽小野田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1	1 1
35 305 周防大島町	周防大島町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用 している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおい て、旧姓を使用することができる。	周防大島町議会	1	4	2		1	周防大島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第2条 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の0	4 4 4 4	1

都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援	体制に関する調査		
道区区区 日本	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を 選択した場合、 出産に係る産前 産後期間の明記 はあるか。	問12-4 問12-3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1. を選択した場合、休 暇期間の報酬について減額の規定 はあるか。	問12-6 問12-5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からのか て、以下の事由について1~4のいずれた てください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが 上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、 も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、 い。(2及び3の場合を除く。)	か一つに〇をつけ。 が、解釈又は運用 . 解釈又は運用上
コ コ 村 	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	定がある。		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例		配偶者	疾病 その他
35 321 和木町	4	和木町議会	1	2	1	和木町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1	1 1
35 341 上関町	4	上関町議会	1	2	1	第2条 2 前項の規定に関わらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1	1 1
35 343 田布施町	2	田布施町議会	1	2	1	田布施町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1	1 1
35 344 平生町	4	平生町議会	1	2	1	平生町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。	2		1 1 1 1	1 1
35 502 阿武町	図試り報負目は使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、回武町職員(嘱託職員、臨時職員及び非常動職員を除く、以下「職員」という。」が増編、養子縁組をの他の事由以以下「増編等」という。」で支書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、終島な文書等以下「文書等」という。)で隔落遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 1 前項の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるもののほか、町長が適当と認めるものとする。 (旧姓を使用の承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、所属長を経由して町長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項承認を受けようとするときは、所属長を経由して町長の承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、所属長を経由して町長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項承認を受けようとするときは、婚姻等により下服務規程という。3分4条に規定する転居、改長名、転籍をの他居出事項に異勤がある。指令に対しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 町長は、前条第2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障があると記かるときは、旧姓の使用承認等う第4条 町長は、前等第2項の申請書の提出があった場合に対してといて、同様の種用の承認をとないととかる。ただし、町長は、特別の必要があると認めるときは、旧性の使用不認として、「別様の種用の承認をしないことができる。 (承認の取消) 第5条 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用の中止)第6条 旧姓使用者が、その使用を中止しようとするとさは、旧姓使用中止届(様式第3号)で開展長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の届出があった場合は第4条の承認は効力を失う。 (旧姓使用者が、その使用を非正ははなければならない。2 前項の届出があった場合は第4条の承認は効力を失う。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者が、その使用を単しなければならない。2 前項の届出があった場合は第4条の承認は効力を失う。 (旧姓使用者をの責務)	阿武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武武		2	1	阿武町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条。議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。				

都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 ュ	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査		
道区			問12-1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが	問12-3 問12-1で1. を	問12-4 問12-5 問12-3で1.を選択した場合 問12-1で1. る 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 を選択した場合、休 問12-5で1. を選択した場合 こついて減額の規定 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由に て、以下の事由について1~4のいずれか一つにC てください。	 につい Oをつけ
原 町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		古む/かめるか。	のうちどれか。	正性に保る性的 産後期間の明記 はあるか。	120000000		1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又はも認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事い。(2及び3の場合を除く。)	は運用上
コ コ 村 I I ド ド 名	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者	その他
35 502 阿武町	3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な連用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要欄に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要欄は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この要欄の施行期日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が旧姓の使用を希望する場合は、所属長を経由して町長に第3条の旧姓使用承認申請書を提出することにより、旧姓を使用できるものとする。 別表(第2条関係) (1) 名札、名刺 (2) 職場での呼称 (3) 職員録、座原表、電話番号表等 (4) 事務分業表、引継書 (5) 年次有給休暇請求票 (6) 出動簿 (7) 出張命令、復命書 (8) 時間外・休日動務命令簿 (9) 職務専念義務免除申請書 (10) その他復命書 (11) 起案書 (12) 決裁文書 (13) 人事異動希望書・通知書 (14) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で町長が認めるもの様式第1号(第3条関係)								

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

山口県

調査時点 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)

道 区 問12-8 議員の利用		地 市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
	問]12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16 問12-17	問12-18	問13	問13-1
区 きる保育施	月することので 講	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。		問12-10 ちどれか。	0で1. を選	沢した場合、行っている耳	双組みは、次のう問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくだい。	ハラスメント防止に問さ 議員向け研修を行っすか。	関する 当該研修において、令和4 ないま 年4月に内閣府が公表して	4 男女共同参画に関する研た 修(ハラスメント防止に関すけ るもの以外)を行っていまな すか。	議会において、通称又は旧問12-16で、1.を 姓の使用を認めています。該当部分の条文(本	正選択した場合 政治分野の男女共同参画の 本文)を記入してくださ ために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
a a または提供 る。(臨時の 2. 保育に必 設置または 	供がされてい 2 かものも含む) が こ必要な場所の 3 は提供がされて 4 は時のものも含	. 授乳等に必要な場所の設置または提供 ざれている。(臨時のものも含む) . 設置または提供する予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ る。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	定等)があるに関する規定(倫理規1・ハラスメント防止	を設置しているする議員向け相談窓口2.ハラスメントに関	3 そ の 他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、 行う予定である。 3. 行っておらず、今 う予定もない。	1. 研修において利用して 今後、いる。 2. 研修において利用して 後、行いない又は現在は研修を 行っていないが、今後行う 研修で利用予定である。 3. 研修において利用して いない又は現在は研修を 行っておらす、今後行う研 修で利用する予定もない。	2. 行っていないが、今後、 取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 て	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	
	0	1	2					2	0	0	1		3	
	0	1	3	2	0	0		4	3	2	6		13	
	0	0	14					13	3	17	1		3	
5 201 下関市	19	17 4	3					3		3	2		2	
202 宇部市 203 山口市	4	1	3					3	3	3	2		2	
203 四日市	4	4	3				萩市議会議員政治倫理条例		3	3	4		2	
204 萩市	4	4	1	1			第3条第1項第3号 議員の地位を利用して、嫌がらせ、強制又 力をかける行為をしないこと。また、いかな 合であっても、ハラスメント(他の者が不快! じる言動又は行為をいう。)その他人権侵害 おそれのある行為をしないこと。	る場 3 (に感)		3	2		3	
206 防府市 207 下松市	4 4	4	3					3 2	2	3 2	2 2		2 2	
208 岩国市	4	4	3					3		3	4		1	岩国市地域防災計画 防災に関して処理する業務として、「男女共同 画に関する相談支援」という記載がある。
5 210 光市	4	4	1	1			光市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、法令を遵守し、何人に対しも、品位と名誉を損なう一切の行為を慎みに掲げる事項について、不正な影響力の行してはならない。 (5) セクシャルハラスメント、パワーハラス、等のハラスメント、差別的な取扱い又は言語を行いるといるというによるといぼうし、又は中傷する言動を人権侵害のおそれのある行為に関すること	、次 〒使を 1 メント 動、 目的 の他	3	3	2		2	
211 長門市	4	4	2					2	2	3	出に関する規程 (通称名使用届等) 第3条第1項 議員は、 た氏名に替えて、公職 項に規定する通称の何 「通称名」という。)を使	上及び通称名使用等の届 、前条の規定により届け出 機選挙法施行令第88条第8 使用が認定された名(以下 使用する場合に限り、通称 第2号)を議長に提出する ことができる。	2	
5 212 柳井市 5 213 美祢市	4 4	4 4	3 3					3 3		3 3	4 4		2 3	
5 215 周南市	4	2	3					2	3	3	4		1	周南市地域防災計画 1 避難所(人権推進施設)の開設及び運営に
														関すること。 2 人権推進施設の被害状況の 査及び応急復旧に関すること。 山陽小野田市地域防災計画
5 216 山陽小野田 市	4	4	3					3		3	4		1	班の所掌事務:避難所運営における女性ニーの把握と連絡調整に関すること
5 305 周防大島町 5 321 和木町	4 4	4 4	3 3					3 3		3 3	4 4		3 2	
5 305 周防大島町 5 321 和木町 5 341 上関町 5 343 田布施町 5 344 平生町 5 502 阿武町	4 4 4	4 4	2 3 3					2 3 3	2	3 3	4 4 3		2 2 2	